

「市民」の定義について

名称	条例名称		1	岐阜市住民自治基本条例		2	豊田市まちづくり基本条例	
	都道府県名			都道府県名	岐阜県 (中核市)		都道府県名	愛知県 (中核市)
	施行期日:平成 年 月 日		施行期日:平成19年 4月 1日			施行期日:平成17年10月 1日		
内容	ア 市内在住の人 イ 市内在勤・在学の人 ウ 市内で活動する人 エ 市内の事業者(団体) オ 外国人 カ その他 「その他」の補足内容		ア 市内在住の人 イ 市内在勤・在学の人 ウ 市内で活動する人 エ 市内の事業者(団体) オ 外国人			ア 市内在住の人 イ 市内在勤・在学の人 ウ 市内で活動する人 エ 市内の事業者(団体) オ 外国人		
名称	3 四日市市民自治基本条例		4	豊中市自治基本条例		5	吹田市自治基本条例	
	都道府県名	三重県 (人口30万～40万人市)		都道府県名	大阪府 (人口30万～40万人市)		都道府県名	大阪府 (人口30万～40万人市)
	施行期日:平成17年 9月 1日		施行期日:平成19年 4月 1日			施行期日:平成19年 1月 1日		
内容	ア 市内在住の人 イ 市内在勤・在学の人		カ その他 「市民」の定義は行っておらず、個別に解釈することとしている。 条文上は「市民」と表記している。			ア 市内在住の人 イ 市内在勤・在学の人 ウ 市内で活動する人 エ 市内の事業者(団体) オ 外国人		
名称	6 八戸市協働のまちづくり基本条例		7	太田市まちづくり基本条例		8	太田市まちづくり基本条例	
	都道府県名	青森県 (人口20万～30万人市)		都道府県名	群馬県 (人口20万～30万人市)		都道府県名	埼玉県 (人口20万～30万人市)
	施行期日:平成17年 4月 1日		施行期日:平成18年 4月 1日			施行期日:平成19年10月 1日		
内容	ア 市内在住の人 イ 市内在勤・在学の人 カ その他 条文上明記していないが、考え方として、市内に住所のある人のほか、実態として八戸市に住んでいるすべての人を指し、国籍・人種等による区別はないものとし、八戸市のまちづくりに関わりを持つ人々すべてを含む。		ア 市内在住の人 イ 市内在勤・在学の人 ウ 市内で活動する人 エ 市内の事業者(団体)			ア 市内在住の人 イ 市内在勤・在学の人 ウ 市内で活動する人 エ 市内の事業者(団体)		

「市民」の定義について

平成20年2月19日地方行財政調査会発行 都市の自治基本条例制定状況等調べ参照

名称	9	草加市みんなでまちづくり自治基本条例		10	平塚市自治基本条例		11	大和市自治基本条例	
		都道府県名	埼玉県 (人口20万～30万人市)			都道府県名		神奈川県 (人口20万～30万人市)	
	施行期日:平成16年10月 1日			施行期日:平成18年10月 1日			施行期日:平成17年 4月 1日		
内容	<p>ア 市内在住の人</p> <p>イ 市内在勤・在学の人</p> <p>エ 市内の事業者(団体)</p> <p>カ その他</p> <p>草加市に住み、働き、学ぶすべての人や団体、市内に事務所や事業所を有する法人、その他利害関係がある人や団体をいいます。(条文より)</p>			<p>ア 市内在住の人</p> <p>イ 市内在勤・在学の人</p> <p>エ 市内の事業者(団体)</p> <p>オ 外国人</p> <p>カ その他</p> <p>条文上「市民」を「市の区域内において居住する人、働く人、学ぶ人、事業を営む者、活動する団体等をいいます。」と定義している。「等」には、(市外在住の)納税義務者などが含まれるという解釈をしている</p>			<p>ア 市内在住の人</p> <p>イ 市内在勤・在学の人</p> <p>ウ 市内で活動する人</p> <p>エ 市内の事業者(団体)</p>		
名称	12	岸和田市自治基本条例		13	宝塚市まちづくり基本条例		14	帯広市まちづくり基本条例	
		都道府県名	大阪府 (人口20万～30万人市)			都道府県名		兵庫県 (人口20万～30万人市)	
	施行期日:平成17年 8月 1日			施行期日:平成14年 4月 1日			施行期日:平成19年 4月 1日		
内容	<p>ア 市内在住の人</p> <p>イ 市内在勤・在学の人</p> <p>エ 市内の事業者(団体)</p>			<p>カ その他</p> <p>市民の定義は行っていない</p>			<p>ア 市内在住の人</p> <p>イ 市内在勤・在学の人</p> <p>ウ 市内で活動する人</p> <p>エ 市内の事業者(団体)</p>		
名称	15	苫小牧市自治基本条例		16	市民参画と協働による新発田市まちづくり基本条例		17	甲府市自治基本条例	
		都道府県名	北海道 (人口10万～20万人市)			都道府県名		新潟県 (人口10万～20万人市)	
	施行期日:平成19年 4月 1日			施行期日:平成19年 4月 1日			施行期日:平成19年 6月21日		
内容	<p>ア 市内在住の人</p> <p>イ 市内在勤・在学の人</p> <p>ウ 市内で活動する人</p> <p>エ 市内の事業者(団体)</p> <p>オ 外国人</p>			<p>ア 市内在住の人</p> <p>イ 市内在勤・在学の人</p> <p>エ 市内の事業者(団体)</p>			<p>ア 市内在住の人</p> <p>イ 市内在勤・在学の人</p> <p>ウ 市内で活動する人</p> <p>エ 市内の事業者(団体)</p> <p>オ 外国人</p>		

「市民」の定義について

名称	18 登別市まちづくり基本条例		19 千曲市まちづくり基本条例		20 知立市まちづくり基本条例	
	都道府県名	北海道 (人口5万～10万人市)	都道府県名	長野県 (人口5万～10万人市)	都道府県名	愛知県 (人口5万～10万人市)
	施行期日:平成17年12月21日		施行期日:平成19年 4月 1日		施行期日:平成17年 4月 1日	
内容	カ その他 定義していない		ア 市内在住の人 イ 市内在勤・在学の人 エ 市内の事業者(団体)		ア 市内在住の人 イ 市内在勤・在学の人 ウ 市内で活動する人 エ 市内の事業者(団体)	